

職員の懲戒処分について

令和6年3月22日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

職・氏名等	内容	理由
教育機関 指導主事 (41歳)	戒告	令和4年9月から令和5年12月までの間、42回にわたって、公共交通機関を利用して出張をする申請を行いながら、実際には自家用車を使用して出張をしたことによって、交通手段の違いによる旅費の差額122,320円を不正に受給した。 これらのことは、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為の禁止を定めた同法33条に違反する。

【担当】

総務課 総務係長 後藤 明弘

(電話) 082 - 513 - 4911

(内線) 4911

(e-mail) kyosoumu@pref.hiroshima.lg.jp